



鎌倉市議会議員長嶋竜弘

158号4期目25号(特別号)

今回は江ノ電鎌倉高校前1号踏切付近の混雑について関係がある住民の皆様のみの限定配布です。

・連絡先→

・各SNS・blog 入口→

長嶋 HP・QR →



今回の新聞は長嶋が全て手配りで配布しています。特に交通問題はずっと取り組んでいます。国・県の所管が大半で、なかなか思うようにならず苦慮しております。



↑ 撮影スペースを広げる為に公園を改修する事を提案



↑ 路上撮影禁止条例制定提案



↑ 有料ゴミステーションの設置提案

写真は7月30日16時頃。

3連休の7月16日も行きましたが、16日ははるかに多く、今後の増加が大変懸念されます。



↑ 仮設交番・アクティブ交番の設置提案

↑ 取り締まりは警察の仕事

コロナ禍以前の混雑の時から現在に至るまで改善策について、様々な対応策を要望してまいりましたが、改善に至っておらず申し訳なく思っております。前回の6月議会一般質問でも質疑をいたしましたし、9月議会でも取り上げる予定しております。また、先日は裏面の文書質問を提出して答弁を頂いているところです。

6月議会答弁と文書質問答弁の内容でわかる通り、長嶋からは具体的対応策を求めているのにもかかわらず、具体的対策の“これを” “いつまでに” “やります”の回答は無く、言い訳答弁でしかありません。早急な対応が必要と、部長、次長など職員とは散々話しておりますが、埒があきません。

自治会の皆さまとはお話されているとの事で聞いておりますが、動きがあまりにも鈍いので、是非近隣住民の皆さまで、議会及び市長に対して、署名集めをしていただいて、請願書又は陳情書の提出をご検討して頂きたいところです。

★請願・陳情…市政に関することについて市長・議会に提案や要望をすることができるので是非提出を!

○請願…請願の権利は憲法16条で国民に保障されています。

文書の表紙には紹介議員の署名又は記名押印が必要となります。

○陳情…鎌倉市議会では扱いは同じですが、法的位置づけは(無く、紹介議員の署名は必要ありません)。

■長嶋までお気軽にご相談下さい。次回9月議会提出期限は開会日の前日までです。



6月議会質疑
6月13日 blog



請願陳情詳細

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第4号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

江ノ電鎌倉高校前駅横踏切近隣は、アニメの影響により特に海外からの来訪者が急増、来訪者がスマホ等による撮影を路上でするなどして交通環境が非常に悪化、付近を通行する事が危険な状態にある。

更に、ごみ、トイレ、騒音等の問題も発生しており、近隣にお住いの皆様、鎌倉高校への迷惑にもつながっている。

この問題は6月定例会でも取り上げ、隣接公園などを使い、撮影ステージ、トイレ、ごみ収集所、仮設交番などの設置を提案したが、有効な対策がいまだにとられていない状況にある。

現状把握は行政、警察ともにしているはずであるので、様々な問題を解決する為の対策を急いで実施して頂く必要がある。この事について市の考え方をうかがいたい。

2 質問の理由

夏休みに向かい今後來訪者が益々増加する事が想定されるなかで、対策を取らないと様々な問題が増加する事が懸念される為、緊急に対策を行う必要がある案件であるので。

3 答弁

江ノ電鎌倉高校前1号踏切道付近には、アニメの影響もあり多くの外国人観光客等が訪れ、歩道や車道、また軌道敷から、江ノ電や風景などの写真撮影をする光景が見受けられ、歩行者や車両の通行に支障が生じる状況となっているため、市、警察、交通事業者等で構成する鎌倉市交通安全対策協議会と江ノ島電鉄株が協議し、平成29年4月から、市と江ノ島電鉄株が費用を負担して土日や祝日等に交通誘導員を配置し、車道や軌道敷での写真撮影等をする方に対し注意喚起を行っており、当該地付近の交通安全の確保に努めているところです。

しかしながら、昨今海外からの観光客の増加に伴い、当該地への来訪者も増加していることから、交通誘導員の増員について江ノ島電鉄株と協議を行っており、早期に対応したいと考えています。

また、緊急対策として、隣接する公園から写真撮影ができるよう植栽を刈上げるなどの対応も行いました。

さらに、青パトでのパトロールコースに含め注意を行っております。

次に、ごみのポイ捨て問題については、鎌倉駅周辺にごみ箱を設置していましたが、環境悪化を招いたことから撤去した経緯があり、観光客のみなさまにごみの持ち帰りをお願いしているところです。ごみのポイ捨ては、みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例において禁止しており、条例の趣旨とともに啓発を行います。

また、騒音については、騒音規制法は、工場や事業活動等に伴うものや自動車騒音が対

象とされており、路上での話し声については、規制対象となりません。住民のみなさまに状況を伺いながら、対応を検討してまいります。

次に、トイレ問題では、近隣に適地がなく設置が難しい状況であり、隣接する公園への設置については、課題も多いことから、現在も対策について検討中です。

また、当該地も含め鎌倉観光における観光客へのマナーの周知啓発については、今後も引き続き実施していくとともに、SNSなど効果的な周知啓発方法を検討し、マナーの向上に努めてまいります。

以上のように市で個々の対策を行うほか、鎌倉警察署に対しても対策を要請しており、警察としても現地の警戒に取り組んでいる状況です。

今後は現状の改善に向け、地元町内会からも意見を伺いながら、所轄の鎌倉警察署と市が連携し、また、庁内関係課がさらに連携を深め、横断的に情報共有しながら、実施可能な対策から順次取り組んでまいります。

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づき、文書による質問を長嶋がしたものです。

◎長嶋が概ね要望している中身

1.路上撮影禁止条例(現在のマナー条例に追加)

2.公園を改修して撮影スペースを確保する

3.仮設交番設置(本来交通取り締まりは警察の仕事)

4.仮設トイレ設置

5.ごみステーション設置

6.警備員増員

7.SNS、Web、紙媒体、アナウンスなどの啓発が少ないので増やす(各国大使館等にも協力を要請)

↓

来るなどと言っても来てしまうので、できる対処をなるべく多く実施する